



ひまわり

ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06 (6770) 1801
FAX 06 (6770) 1811
<http://www.jcss-tax.com/>

7月

(文月) JULY

18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ポイント 同意雇用開発促進地域

雇用者の数が増加した場合に税額控除が受けられる雇用促進税制（地方拠点強化税制によらないもの）の適用対象となる地域。厚生労働省のホームページで地域一覧が公表されています。以前は地域の限定はありませんでしたが、平成28年度税制改正で地域が限定されました。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月11日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 8月1日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合） 8月1日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月11日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 8月1日



～経営リスク～

自転車事故に対する使用者責任

通勤途中の交通事故や体力消耗による業務効率の低下といったリスクに対応するために、自転車通勤規程を作成し、自転車通勤を許可制にし、自転車保険への加入を義務付けている企業が増えています。未だ対応されていない企業は、自転車に関しどのような経営リスクがあるのか理解を深め、対策をとる必要があります。

1 自転車事故の現状

自転車は免許が要らない最も身近で便利な乗り物で、毎日使用されている方も多いのではないだろうか。しかし、自転車は、歩行者に衝突すれば相手を死亡させてしまうこともありま

す。このような場合、自動車と同様、刑事的に重過失致死傷罪などに問われ、民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。

自動車のように損害賠償責任保険に加入義務のない自転車の運転者は、損害賠償請求をされると多額の支払を自己負担することになり、従業員が「事業の執行中」に事故を起こした場合、会社側も「使用者責任」（民法七五一五条）に基づく損害賠償責任を問われる可能性があります。

2 自転車事故の発生状況 (平成26年)

警察庁によると、自転車が当

事者となった平成二十六年の自転車乗用中の交通事故件数は一〇万九、二六九件で交通事故件数に占める割合は一九%となっています。平成二十二年以降減少傾向にあるものの、未だに交通事故の二割程度で推移しています。

自転車当事者となった死亡事故（自転車関連死亡事故）件数は、五四二件と十年前より減少していますが、死亡事故全体に占める割合は一三・五%と高水準で推移しています。

原因としては、自転車の普及台数の増加だけでなく、携帯電話でメール（電話）等をしたり、音楽を聴きながら自転車に乗っている人や歩いている人が増えたことなど、交通マナーの悪化による影響が考えられます。

3 自転車に対する罰則

道路交通法では、自転車は軽車両に分類されます。自動車のように行政処分となる反則金制度（青切符）はありませんので、摘発を受けると刑事罰対象の赤切符が交付されます。

平成二十七年六月一日より、

次のような交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、それぞれの罰則の他に安全運転を行わせるため講習の受講が義務付けられました（子どもでも十四歳以上は対象）。

(1) 飲酒運転の禁止

酒酔い運転は自動車同様に五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金

(2) 安全運転義務違反

手放し走行やスピードの出しすぎは安全運転義務違反で三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

(3) 夜間ライト点灯義務・ブレーキ不良自転車の運転禁止

五万円以下の罰金

(4) 重大な過失で人を死傷させたときは重過失傷害罪や重過失致死罪が適用

五年以下の懲役又は禁固か一〇〇万円以下の罰金

(5) 信号無視・交差点での一時停止違反

三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金

これらの違反をして、三年以内に二回以上検挙された場合ま

たは事故を起こした自転車利用者に講習の受講を義務付け、未受講者には罰金刑が適用されます。

また最近では、競輪用「ピスト」などブレーキの無い自転車（ペダルを逆回転させて速度を落とす自転車）の取り締まりも始められ摘発されています。

4 自転車保険

自転車事故の損害賠償額が高額に至る事例などが多く発生してきています。

こうした事故リスクへの対策として、兵庫県では平成二十七年三月、全国の自治体で初めて自転車保険の加入を義務付ける条例を県議会でも可決。同年十月一日から条例が施行され、大きな話題になりました。今年平成二十八年二月には滋賀県議会が、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を可決。十月一日から自転車保険の加入義務化が施行される予定です。

このほか、大阪府議会でも自転車保険加入を義務付ける条例

を制定し、本年七月から施行されます。保険加入の義務化の動きは今後、全国的に拡大していくことが予想されます。

5 自転車保険に代わるもの TSマーク

自転車保険以外の方法で、保険と同等かまたはそれに相当するような補償を得る方法はないのでしょうか？

実は、自転車にはTSマークというものが貼られています（全ての自転車と言うことではなく、あくまで基準をクリアしているものに貼ってあるものです）。TSとは、Traffic Safety＝交通安全の略です。

これは、その名のとおり自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備して安全の確認をしたときにTSマークが貼られます。

ちなみに、平成二十三年二月現在、自転車安全整備士がいる店は、全国に約一万五、〇〇〇店となっています。

このTSマークには、TSマ

ーク付帯保険というものがあり保険が付いています。

このマークには二種類あり、色によって補償額が変わってきます。死亡もしくは重度後遺障害の場合、青色Ⅱ、一、〇〇〇万円、赤色Ⅱ五、〇〇〇万円となっています。

怪我の入院は一日以上が対象になっています。しかし、有効期限が整備（点検）した日から一年間です。

6 使用者責任とは？

民法七二五条による『使用者責任』は、「ある事業のために他人を使用する者は被用者がその事業の執行につき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とありますので、「事業の執行」中に事故を起こした場合に問題となります。そして、人身、物損、いずれの事故にも適用されます。

なお、民法七二五条にいう「被用者」とは、判例によれば、報酬の有無・雇用期間の長短を問わず、使用者の選任によってその指揮監督のもとで使用者の経

営する事業に従事している者とされています。

また、「事業」も「仕事」と同じと考えてよく、使用者と被用者との契約はどんな契約でも構いません。必ずしも有効な契約であることを要しないとされています。

従って、口約束での請負契約であっても、実態を見て使用者の指揮監督のもとで働いているような場合には、その請負業者の事故に対して、使用者責任が発生する可能性があります。

また、使用者責任は原則として通勤時には適用されませんが、自動車の場合に、通勤時の事故であっても使用者責任を認めた裁判例もあります。

このように、会社側も『使用者責任』に基づく損害賠償責任を問われる可能性がありますので、自転車通勤の従業員にも自転車保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける、TSマークの貼られている自転車かどうか確認する、などの対策が必要ではないでしょうか。

～ガラケー～

ガラケーとは、いわゆる「ガラパゴス化」した日本の携帯電話端末の通称です。ガラパゴス化とは、南米エクアドルのガラパゴス諸島で生物が特殊な進化をしたことから、孤立した環境で独自の進化をとげることを指します。

ガラケーはもっぱら日本国内のメーカーによって現在も製造され、日本国内の携帯電話市場で販売されています。総じて傑出した機能や性能を持っていますが、あまりに独特で世界標準からはずれているため、海外市場に進出できません。こうした状況を背景に、半ば揶揄を込めて「ガラケー」の呼び名が用いられています。

ガラケーの語は、スマートフォンとの対比において「旧来の携帯電話の端末」といった意味で用いられることも多いようです。ここでガラケーと呼ばれているものは、フィーチャーフォンの概念とほぼ一致しま

す。フィーチャーフォンとは、通話機能の他に何らかの高度な付加機能を搭載している携帯電話端末の一般的な呼び名です。

各メーカーがガラケーの製造を将来中止することを発表していますが、ガラケーの出荷台数は、これに反して2014年には増加に転じています。2014年(1～12月)の国内の携帯電話全体の出荷台数が減るなか、ガラケーは前年比5.7%増と2007年以来7年ぶりに増加に転じています。

こうしたガラケー人気の根底には「スマートフォンは使い勝手が悪く、料金も高いしバッテリーの持ちが悪い」という意識が利用者に根強くあるからのようです。

「スマートフォンは使い勝手が悪い」という印象の背景には、高機能過ぎるがゆえ手に余りがちであることのほか、タッチパネルを採用していることでの誤操作などが挙げられます。ガラケーの人気の根強いいため、携帯電話各社では、スマートフォン用のOSや半導体部品を転用して開発されたガラケーの機種種の販売を開始しています。

ガリガリ君値上げ

夏になるとつい食べたいアイスクリーム。赤城乳業は本年四月一日出荷分から、同社のアイスクリームを一〇円から三〇円値上げしています。その中で「ガリガリ君」で、一本七〇円になりました。

一九八一年から発売され、当時の価格は五〇円。その一〇年後の一九九一年に六〇円になり

二五年間値上げがなかったのに、は驚きです。今回の値上げは、原材料の高騰が主な理由で、「当たり」が表示される木製のスティックは三年前と比べ仕入れ価格が九〇%高くなったほか、果汁は四〇%、物流費は一〇%上昇しました。また、人手不足による人件費高騰も大きく、企業努力でのコスト削減が可能な限界を超えたのだと言います。長年値上げしていないので消費者も納得の値上げでしょう。

～トクホとは？～

最近よく目にする「トクホ」とは、特定保健用食品の通称です。

からだの生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えたりするのに役立つ、などの特定の保健の用途に資する旨を国に科学的根拠を示し、有効性や安全性の審査を受け許可を得て表示するものを言います。

トクホの食品を選ぶ時には、自分の食生活等をよく考えてから選ぶようにしましょう。また、使用する際には、1日の目安量や摂取の方法などを必ず確認し、守ることにしないとはいけません。多量に摂取することによって予防の効果が高くなったり、疾病が治るわけではありません。

一方で過剰摂取による害があることもあります。また、トクホだからといって、何にでも効果があるというわけではありません。